

## 公益法人に移行するデメリット

### (1) 事業活動が制約されます

- ①公益目的事業比率が50%ギリギリの法人
- ②公益目的事業に整理する予定の事業が黒字である法人  
(内部留保が制限される)
- ③収益事業のウエイトが大きい法人
- ④共益事業のウエイトが大きい法人

### (2) 行政庁による監督と取消しのリスク

- ①公益認定基準は永久に遵守しなければなりません
- ②認定基準及び欠格条項に抵触し、認定を取消されると公益目的保有財産を没収されます
- ③自発的取消しでも公益目的保有財産を没収されます

### (3) 同業者団体の場合、使途の定めのない会費の50%、共益事業の黒字の50%は、公益目的事業へ繰入れなければなりません

### (4) 税制面

	メリットのある法人	メリットのない法人
公益目的事業は従来課税されていても非課税となる	税法上の収益事業で公益目的事業へ整理できる事業がある	税法上の収益事業で公益目的事業へ整理できる事業がない
みなし寄付(20%→50%~100%)	収益事業の黒字が大	収益事業の黒字が小
寄付税制	寄付が期待できる	寄付を期待できない
受取利子の源泉所得税	運用益が大	運用益が小